

## 平成27年度第2回 文化財保護委員会 抄録

(市民憲章唱和)

### 1 あいさつ

(委員長)

### 2 協議事項

#### (1)文化財管理調査の結果について

(事務局)

##### 【資料説明】

(委員長)

雲龍の松は天然記念物としては問題ないが、管理が難しい。現在中心となって管理してくれている方から安城市に相談があったと思うし、私も委員を務める愛知県に申し入れしているが思うような状況になっていない。管理には莫大な費用がかかるわけで将来的に個人の負担では困難。現在、地元の方々からは保存会を作る動きがある。文化財保護委員会でも応援していきたい。また、本龍寺では都築弥厚の資料についての話があがった。『弥厚翁』に掲載されている遺品は所在不明であるため、それらが指定文化財の価値があるかどうかは別としても追跡調査が必要である。

(委員)

六字名号など名号部分とその裏書がある資料について、修復時に別々にされる場合がある。今回の管理調査では名号部分のみ保管場所から出されており、裏書はこちらが所在を尋ねてようやく出てきた事例があった。同一資料という認識のもと、資料が保管されるのが望ましい。

(委員)

管理調査を進めていくと、『安城市文化財図録』は裏書の記述を中心に正確ではないものが判明したものがある。写真撮影を含め、新たな図録を作成した方が良い。

(委員長)

『安城市文化財図録』は改訂されてからすでに 20 年近く経っている。新規指定のものも多くなっており、再び改訂する必要があるだろう。

(委員)

管理調査で文化財保護部局が把握していない改装・修理が判明した。本資料はしみが出ており、これは修復時の糊に問題があった可能性もあり、また画像全体の薄れは修復時の洗浄とも考えら

れる。所蔵者が文化財補助金の助けを借りずに直すことは立派だが、元々の状況がわからなくなるとは価値が損なわれるので、修復にはしっかりと関わるようお願いしたい。

(委員長)

指定文化財が多く、また個人所蔵のものは把握が難しいだろうが、継続的な調査によって対処していただきたい。

(委員)

指定・登録の建造物の所有者へ調査したところ、4年前の台風の際に連絡がなかったと話をされていた。文化財保護に気持ちのある方にはそうした配慮、災害時の建造物・天然記念物所有者への連絡などをお願いしたい。

(事務局)

台風などの災害時には発生後に市内を巡検している。ただし、直接所有者と連絡を取り合うという方法ではない。今後はそうしたコミュニケーションを深め、関係を構築していきたいと思う。ご指摘ありがとうございます。

(委員長)

それでは文化財管理調査に関する報告は、以上でよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

## (2)平成 28 年度文化財保存事業補助金について

(事務局)

【資料説明】

(委員長)

昨年までの管理調査での委員会の指摘を受けた修理計画がなされている。この通り進めていただいてよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

### (3) 桜井町の棒の手伝承地の修繕について

(事務局)

#### 【説明】

(委員)

伝承から指定した伝承地の史跡は評価が難しい。この建物はどういう儀礼をするために建てたのか。地元の方への聞き取りは可能か。また史跡として指定した際に建物をどのように位置づけたのか。

(事務局)

所有者の方のお話では昭和 30 年頃まで何もなく、宝篋印塔のみがあり、そこに所有者とその父親が祠を建てたと言います。

(委員)

地蔵・観音菩薩像は新しい。

(委員)

指定の種別は史跡で、年代は安土桃山時代、小祠は江戸時代末期頃に建てた後に昭和 30 年頃に再建したと時代が様々に渡っている。平成 17 年史跡指定時にこの建物を史跡を構成する要素と認識したかどうかが問題。写真をみると建物に文化財的価値は考えにくく、市補助金を使っての修繕は難しいように感じる。何とかしたい気持ちはあるが。

(事務局)

史跡指定した当時、土地を指定したもので建物に関して考えていなかったのが実際だと思います。

(事務局)

本来の姿が塚に宝篋印塔があるというものだったと想定されます。

(事務局)

記録によれば、市文化財指定は通常では 11 月ですが、この棒の手伝承地を巡っては地蔵・観音菩薩像、南無阿弥陀仏の石碑などの位置づけで議論が起り、翌年 3 月の指定と異例のものです。本質的価値の議論になると宝篋印塔・塚が残ることになりますか。

(委員)

棒の手は大正 15 年まで行われていたものが中断し、昭和 31 年に復活したと書かれている。その

時のエネルギーは大きなもので、そうした背景とこの伝承地との結び付きがわかれば評価できるのではないかと。聞き取り調査をさせていただきたいので、詳しい方はいらっしやらないのか。

(事務局)

残念ながら、棒の手について最も詳しい人たちが数年前に相次いで亡くなっている。聞き取りは預からせていただき、塚・祠がどのように扱われてきたのかについても確認させていただきたい。

(委員長)

近年、棒の手の伝承という点では20歳代の方々に加わっていただきとても良い方向にある。それが指定文化財と関係があるわけではないが、再度調査をしていただけないか。

(事務局)

わかりました。調査結果は、再度委員会に諮らせていただきます。

(委員長)

それでは事務局に調査をしてもらうことでよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

#### (4)市指定史跡「古井戸跡」について

(事務局)

【説明】

(委員長)

複雑な問題のようで、地元の動きもある。古井戸跡は、古井町大字古井の地名の由来になった場所と認識されてきた。周辺にある井ノ池遺跡は古代の灰釉陶器、井戸が発見されている。石碑などから辿れる江戸時代を大きく遡る貴重な文化財だ。

(委員)

勧告の時期はこちらでは計りかねる。ここでは勧告を出すかどうかの議論で良いか。

(事務局)

そうですね。ここでは勧告の是非を議論いただくということをお願いします。

(委員長)

それでは文化財保護委員会としては当然のことですが、安城市文化財保護条例第 10 条に基づく勧告を行うということによろしいか。

(副委員長)

そうですね。

(委員一同)

異議なし。

(委員長)

それでは事務局には勧告を出すことでお願いしたい。

#### (5) 東海道のマツ並木について

(事務局)

【説明】

(委員長)

JA グリーンセンター安城北部の出入口部分の変更に伴うマツの伐採、補植の話だ。

(事務局)

本日欠席の植物を専門とする委員のご意見では大きなマツは移植した場合に成功する可能性は非常に低いとのこと。そのため、移植しても枯れることを覚悟するということになります。

(委員)

なぜ、出入口を変更するのか。

(事務局)

駐車場区画の変更に伴い、導線の問題です。事務局としても計画変更をお願いしているところです。

(委員)

個人的に利用させていただくが、東側の信号に寄せてしまうと出にくくなるし、普通に考えれば現在の方が良いはずだが、不思議だ。マツの移植・補植の必要はなく、現状維持を前提として考えていただきたい。

(委員長)

JAは大きな組織ですので、天然記念物を保護する立場を取ってもらおうということでよろしいか。

(委員)

古井戸跡の件も本当に空しい話。ここで話し合うような議論か。本当に出入口を変更するなら、この場に来て説明してもらいたい。こちらは対案をしっかりと出す。こうした話が出てくる時点で東海道のマツ並木への理解が低い、それは文化財保護部局の説明不足ということにもなる。しっかりと守るのが本来の姿であり、切ってもいいのですかというのは空しい。改めてもらいたい。

(委員長)

委員の意見の通りです。委員会としては出入口を変更せず、現状維持の方向で調整してもらおうことでよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

## (6) 指定管理者制度について

(委員長)

歴史博物館等で導入される指定管理者制度について、前回の委員会では再考をいただきたいことを述べたが、現状では難しい。そのため、導入によって危惧される事案について、委員会として意見を集約して事務局に質問事項として提出したいと思う。

(事務局)

わかりました。次回の委員会で回答させていただくことで進めていきます。委員の皆様も質問事項がございましたら、同じく回答させていただきます。

(委員長)

私はその方向で良い。委員の皆様の意見も集め、まとめて提出することとしたい。

## 3 報告事項

### (1) 本證寺境内保存活用計画検討会議について

(事務局)

【説明】

(2) 亀塚遺跡人面文土器について

(事務局)

【説明】

(3) 安祥文化のさとまつりについて

(事務局)

【説明】

(4) 第31回国民文化祭・あいち2016について

(事務局)

【説明】

(5) 博物館協議会との合同研修会について

(事務局)

【説明】

(委員長)

最後にひとつ。本證寺境内の総合報告書は文化庁提出のために作成したものだが、文化庁・愛知県教育委員会などで高い評価を受けているようだ。普通は各分野の専門家に原稿依頼するものだが、文化財係・学芸係職員が自前で作り上げたもの。たいしたものだ。

本日は円滑なご審議をいただきありがとうございました。

(部長挨拶)